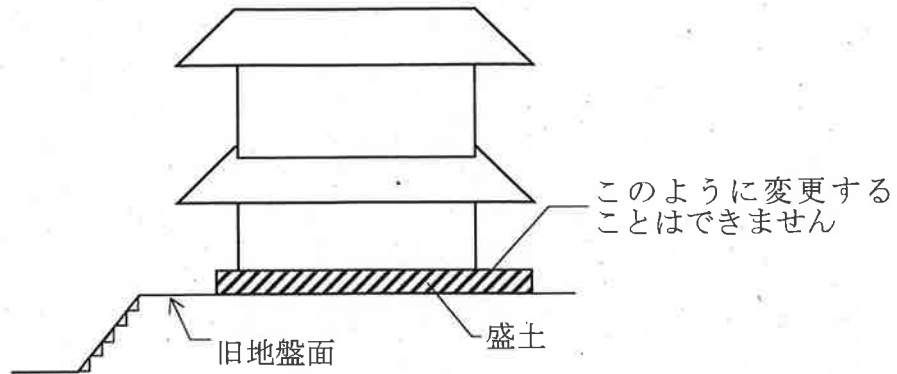


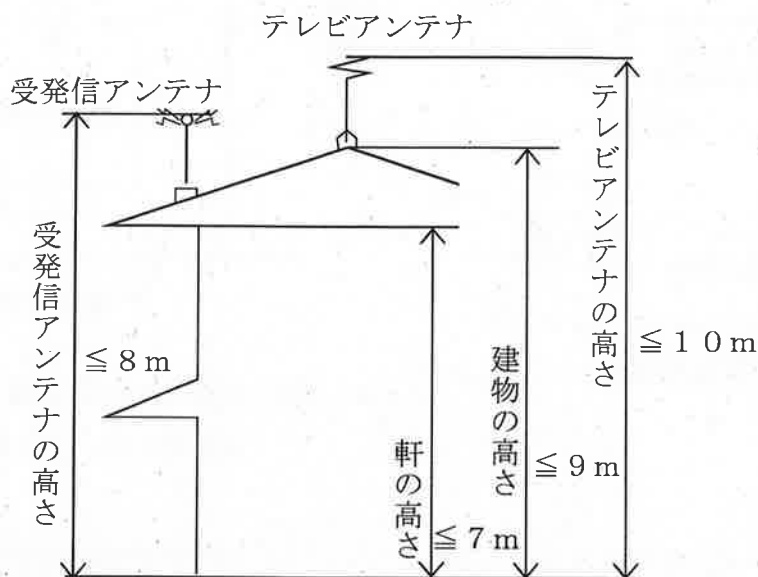
第9条「建築物等に関する基準」についての図解

- (1) 敷地の地盤面の高さは、本協定締結時の地盤面（以下「現況地盤面」という。）より高くしてはならない。

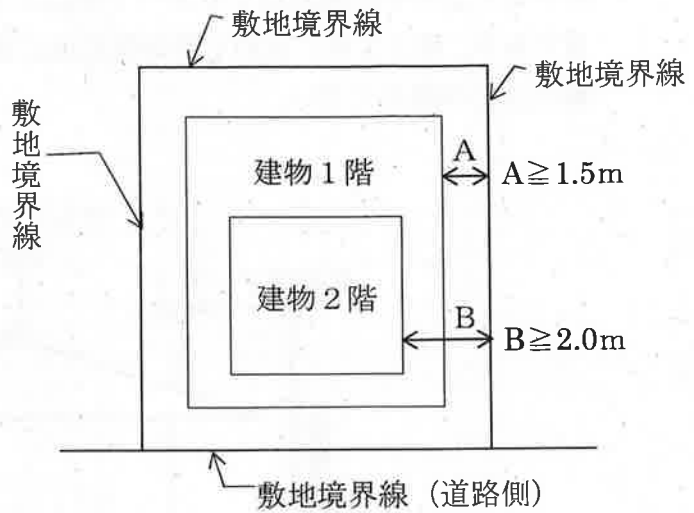
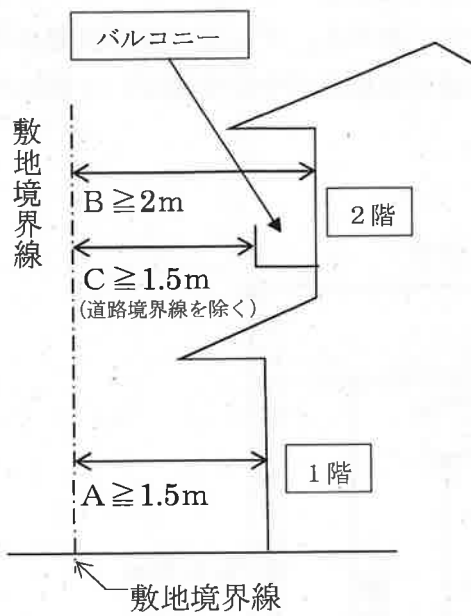


- (2) 建築物の用途は、一戸建て専用住宅（二世帯同居住宅を含む。）のみとし、店舗、事務所及び作業所等との併用住宅並びにアパート、寮その他の集合住宅の建築はできない。ただし、入院設備のない診療所との併用住宅は建築できるものとする。
- (3) 建築物は、本協定締結時における1宅地に1棟1住宅とする。ただし、物置、自動車車庫、自転車車庫及び上屋はこの限りでない。
- (4) 地階を除く階数は2以下とし、2階の屋上は使用できないものとする。
- (5) 建築物の高さは現況地盤面から9メートル以下とし、軒の高さは7メートル以下とする。

- (6) 無線による受発信装置のアンテナの高さは、現況地盤面から8メートル以下とし、テレビアンテナの高さは10メートル以下とする。ただし、テレビの受信状態が不良であり、第11条に定める間谷住宅地区建築協定委員会がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。



- (7) 建築物について、建築面積の敷地面積に対する割合は10分の5以下とする。
- (8) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「外壁の後退距離」という。）は、1.5メートル以上（別添図面2に表示する宅地の道路側については1メートル以上）とし、かつ、2階を有する建築物については、2階部分の外壁の後退距離は2メートル以上（別添図面2に表示する宅地の道路側については1.5メートル以上）とする。
- ただし、外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。
- イ 物置、住宅に付属する自動車車庫、自転車車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である場合
 - ロ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下である場合
- (9) 2階部分にバルコニーを設置する場合は、敷地境界線からバルコニーの先端までの水平距離は1.5メートル以上とする。



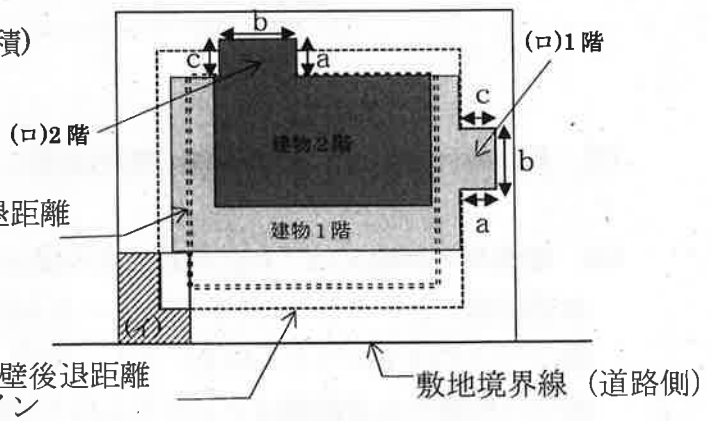
(注) 別添図面2に記載した宅地については、
道路側のみ $A \geq 1.0\text{m}$ $B \geq 1.5\text{m}$

(イ) 斜線部分の面積 $\leq 5 \text{ m}^2$ (床面積)
軒の高さ $\leq 2.3\text{m}$

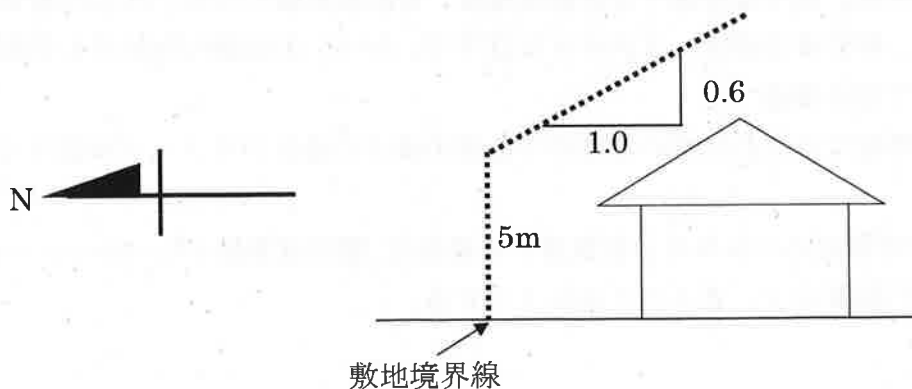
(ロ) $a + b + c \leq 3\text{m}$

2階の外壁後退距離
2mライン

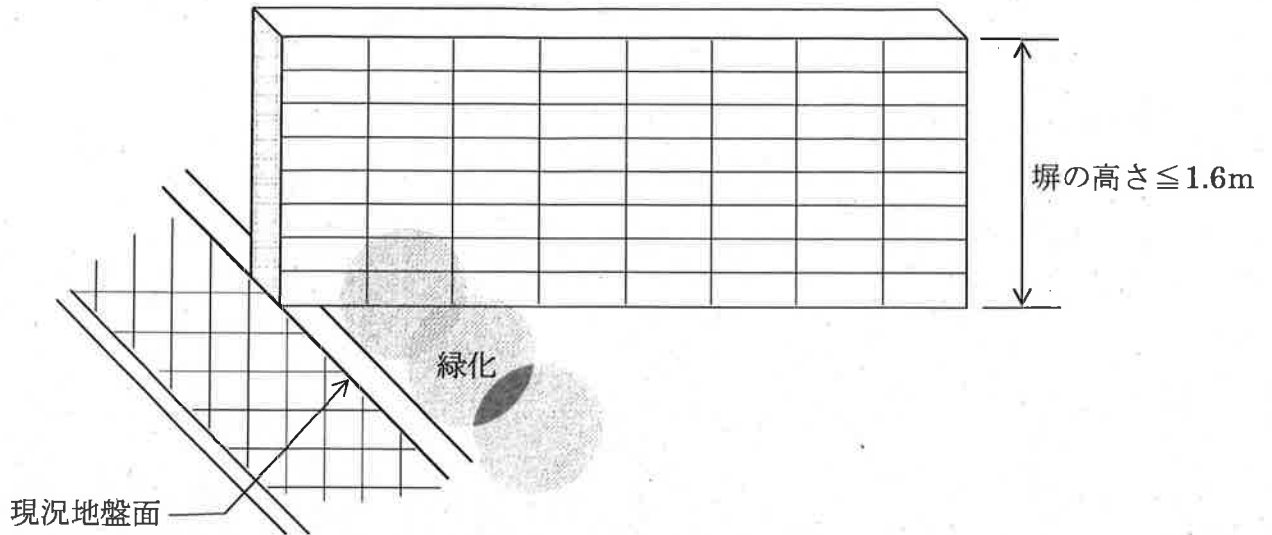
1階の外壁後退距離
1.5mライン



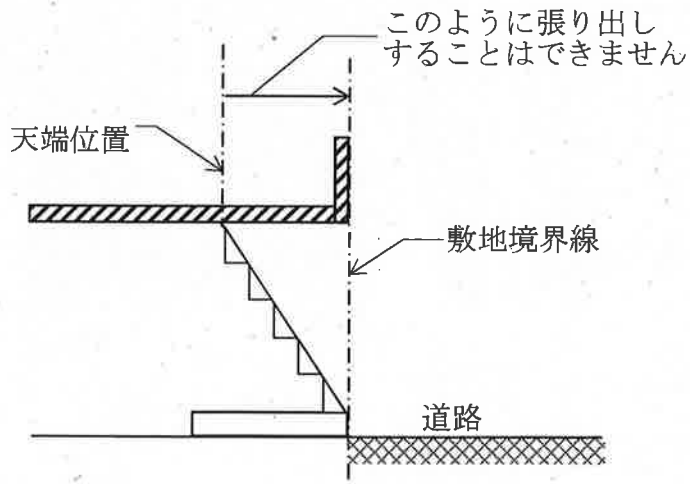
(10) 敷地の北側に隣接して宅地がある場合、建築物の各部分の高さは、敷地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下とする。



- (11) 隣地境界線側に造る塀の高さは現況地盤面から1.6メートル以下とするとも道路境界線側は極力緑化に努めるものとする。



- (12) 本協定締結時に築造されている石積の天端位置より、外周境界方向の空間へ工作物を張り出したり延長してはならない。



- (13) 建築物に付属して設ける空調設備・ボイラー等は敷地境界線より0.7メートル以内に設置してはならない。

